

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月14日地方分権改革推進委員会決定）における指摘事項について（概要）

#### 1. 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律関係

- ・ 建設計画の策定義務の廃止
- ・ 建設計画の内容の整理（一部内容の削除）

#### 2. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律関係

- ・ 保全区域整備計画の策定及び公表義務の廃止
- ・ 保全区域整備計画の内容の整理（一部内容の削除）
- ・ 保全区域整備計画に係る国土交通大臣への協議同意の簡素化（事後報告又は届出措置への緩和）
- ・ 近郊緑地保全区域内の土地等の管理に係る協定（管理協定）を定める際の、同区域内の施設整備に関する事項についての都県知事への協議の簡素化（事前報告、届出又は通知措置への緩和）

#### 3. 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律関係

- ・ 建設計画及び保全区域整備計画の策定及び公表義務の廃止
- ・ 保全区域整備計画の内容の整理（一部内容の削除）

#### 4. 首都圏近郊緑地保全法関係

- ・ 近郊緑地保全区域内の土地等の管理に係る協定（管理協定）を定める際の、同区域内の施設整備に関する事項についての都県知事への協議の簡素化（事前報告、届出又は通知措置への緩和）

#### 5. 多極分散型国土形成促進法関係

- ・ 振興拠点地域基本構想の内容の整理（一部内容の削除）
- ・ 業務核都市基本構想の内容の整理（一部内容の削除）及びその公表義務の廃止

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。  
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に  
見直し措置を講ずるよう要請

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示